



(訓解) 魏倭人伝

倭人は東方の東南、大海之中に在り。

山と巒に依りて國邑と爲す。

舊は百餘國にて、漢の時より朝見する者有れど、

今は使譯を通す所は三十國なり。

郡に従いて倭に至るには、海岸を循ひ、水行して

韓國を歴ること南に乍し、東に乍さば、

其れ狗邪韓國の北岸に到く、七千餘里なり。

度り始むること一海千餘里、對馬國に至す。

其の大官は卑狗と曰い、副を卑奴母離と曰う。

絶體に所居し、方は四百餘里と可し。

土地は山險しく、深林多し。道路は禽鹿の徑の如し。

千餘戸有りて良田無く、海物を食して自活し、

船に乗りて南北市釋す。

又、名に曰う瀚海を一海千餘里南渡して、一大國に至す。

官は亦、卑狗と曰い、副を卑奴母離と曰う。

方は三百里と可し。竹木は多く叢林をなす。

家は三千有ると許れど、田地は差く有り、

田を耕すに猶食に不足す、亦、南北市釋す。

又、一海千餘里を渡り末盧國に至す。

四千餘戸有りて、海の濱山に居す。

草木茂盛し、行に前人を見不。

好んで魚、鰻を捕え、水の深淺無く、皆、沈没之れを取る。

東南に陸行五百里、伊都國に到く。

官は爾支と曰い、副は泄謀、柄熊と曰う。

千餘戸を有し、世の王は有れど、皆、女王國に統屬す。

郡使往來の常に駑を駑る所なり。

東南に百里、奴國に至す。

官は四馬船と曰い、副は卑奴母離と曰う。二萬餘戸有り、

東に行くこと百里、不彌國に至す。

官は多様と曰い、副は卑奴母離と曰う。家は千餘有り。

南の投馬國に至るに、水行二十日。

官は彌彌と曰い、副は彌彌利と曰う。五萬餘戸と可し。

南の邪馬壹國なる所は、女王之都にして、

水行十日、陸行一月に至す。

官に伊支馬有り、次は彌彌利と曰い、次は彌彌利支と曰い、

次は奴佳禮と曰う。七萬餘戸と可し。

女王國自ら北を以つては其の戸數、道里は略載を得と可しも、

其餘の旁國は遠絶なれば、詳しきを得不と可く、

次に有るは伊都國、次に有るは伊都支國、次に有るは伊都國、

次に有るは都支國、次に有るは彌彌國、次に有るは好古都國、

次に有るは不呼國、次に有るは担奴國、次に有るは對蘇國、

次に有るは蘇奴國、次に有るは呼豆國、次に有るは華奴蘇奴國、

次に有るは鬼國、次に有るは各各國、次に有るは鬼奴國、

次に有るは邪馬國、次に有るは邪臣國、次に有るは巴利國、

次に有るは支惟國、次に有るは島奴國、次に有るは奴國にして、

其の南に狗奴國有り、男子を王と爲す。

其の官に狗古智卑狗有り、女王に屬不。

郡より女王國に至るに、萬二千餘里なり。

男子は大小無く、皆、面は黠の文身なり。古自り以來、其の

使は中國を詣て、皆、大夫と自稱す。

夏后少康之子は、會稽於封しられ、斷髮文身を以つて蛟龍之

害を避けしむ。儂、魚、蛤を捕るを好む。文身は亦、

女王國自ら北を以つては其の戸數、道里は略載を得と可しも、

其餘の旁國は遠絶なれば、詳しきを得不と可く、

次に有るは伊都國、次に有るは伊都支國、次に有るは伊都國、

次に有るは都支國、次に有るは彌彌國、次に有るは好古都國、

次に有るは不呼國、次に有るは担奴國、次に有るは對蘇國、

次に有るは蘇奴國、次に有るは呼豆國、次に有るは華奴蘇奴國、

次に有るは鬼國、次に有るは各各國、次に有るは鬼奴國、

次に有るは邪馬國、次に有るは邪臣國、次に有るは巴利國、

次に有るは支惟國、次に有るは島奴國、次に有るは奴國にして、

略縫こと無し。婦人は屈た髪を結び被い、衣は單被の如く

作りて、其の中央を穿ら、頭を貫きて之れを衣る。

米稻、紵麻を種え、蠶絲績績して、紵、織絲を出す。

其の地は牛馬、虎豹、羊、鶻は無し。

兵は矛、楯、木弓を用い、木弓は下に短く、上を長くす。

竹箭は、或は鐵鏃、或は骨鏃なり。

所興し有無は儂、朱崖に同じ。

儂の地は温暖にして、冬夏に生食を食し、皆、徒跣なり。

屋室有りて、父母兄弟は臥息の處を異にし。朱丹を以て其の

身體に塗は、中國の粉を用いるが如し也。食飲は蠶豆を用い、

手にて食す。

其の死は、棺は有るも柩は無く、土を封じて冢を作る。死に始

まりて、喪を停めること十餘日、當時は肉を食せず、喪主は

其の風俗は淫ならずして、男子は皆、露に紛びし頭を木絲を

以て招ふ。其の衣は、横幅を但、相いに連ねて結束するも、

水中に詣て沐浴す。以つて練沐の如し。

其の行來渡海して中國を詣るに、恒に一人は頭を梳ら使

ず、蠶絲を去かず、衣服は垢汚にし、肉を食らはず、婦人を近づ

けず、喪人の如し。之れを名づけて持來と爲す。

若し行者に吉善あらば、共に其の生口に財物を願へ、若しくは

疾病有るか、若しくは暴害に遭へば、便に之を殺さんと欲す。

疾其の持來が謹めずと謂う。

之れ其の持來が謹めずと謂う。

真珠、青玉を出し、其れ、山は丹を有し、其れ、木は桐、杉、

豫、樟、檉、檉、投、檉、楓香を有す。

其れ、竹は篠、籜、桃支を有す。薑、橘、椒、藜、

獐、狸、熊、狸、馬、鹿、楓香を有す。

あるも、以て滋味と爲すを知らず。獼猴、黑熊を有す。

其の俗は、事を舉げ、行き來、云爲の有る所、輒に骨を灼て

トと而し、以つて吉凶を占むも、先にトとする所を告る。

其の辭は令龜法の如く、火坑を視て兆を占う。

其れ會同の坐起は、父子男女の別無し。

人の性は、酒を嗜む。

《魏略に曰、其の俗は正歲四節を知らず。但、春耕秋收に爲つて

年祀を計る。》

大人を見て敬う所は、但、搏手を以つて脆拜に當つ。

其れ、人は壽考にして或は百年、或は八、九十年。

其の俗、國の大人は皆、四、五婦とし、或は下戸も二、三婦な

り。婦人は淫ならず、妬忌せず。盜竊なく、詐訟少なし。

其れ、法を犯すに、輕者は其の妻子を没し、重者は其の門戸及び

宗族を滅す。尊卑は各各差序有りて、相い臣服して足る。

其れ、竹は篠、籜、桃支を有す。薑、橘、椒、藜、

獐、狸、熊、狸、馬、鹿、楓香を有す。

あるも、以て滋味と爲すを知らず。獼猴、黑熊を有す。

其の俗は、事を舉げ、行き來、云爲の有る所、輒に骨を灼て

トと而し、以つて吉凶を占むも、先にトとする所を告る。

其の辭は令龜法の如く、火坑を視て兆を占う。

其れ會同の坐起は、父子男女の別無し。

又、樸國、黑齒國有りて、其の東南にも復して在る。船行一年に

下り、大人と道路に相逢し與は、遠巡し草に入りて辭を傳え、

事を説に、或は蹠り、或は蹠き、兩手を地に據て、之れを

恭敬と爲す。對應の聲を嚙と曰。比るに然諾の如し。

其の國、本亦男子を以て王と爲す。住こと七、八十年。

景初二年六月、倭の女王は大夫伊弉等を遣して郡を詣て、

天子に詣てて朝獻せむことを求む。太守劉夏は吏を遣し、

將送して京都を詣す。

其年十二月、倭の女王に詔書を報いて曰く、

「詔詔、親魏倭王卑彌呼

白絹五十四、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鈿舟

各五十斤を賜ふ。皆、裝封して難升米、牛利に付す。

運り到らば錄受し、以て悉く汝の國中の人に示し、國家汝を

哀しむを知らしむ可し。故に勳重に汝に好き物を賜ふ也。」

使は、皆、津に臨んで授受し、文書、賜還の物を傳送して女王に

指で、差錯するを得ず。

親魏倭王と爲し、金印綬綬を假す。裝封して帶方の太守に付して

假授せしむ。汝、其れ種人を統攝し、勉めて孝順を爲せ。

汝の來使、難升米、牛利は遠くを渉りて道路に勤勞せり。

今を以て、難升米を奉善中郎將と爲し、牛利を奉善校尉と爲

し、銀印青綬を假し、引見して勞を賜ひて遣還す。

今、緋地文龍錦、五匹、

天子に詣てて朝獻せむことを求む。太守劉夏は吏を遣し、

將送して京都を詣す。

其年十二月、倭の女王に詔書を報いて曰く、

「詔詔、親魏倭王卑彌呼

白絹五十四、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鈿舟

各五十斤を賜ふ。皆、裝封して難升米、牛利に付す。

運り到らば錄受し、以て悉く汝の國中の人に示し、國家汝を

哀しむを知らしむ可し。故に勳重に汝に好き物を賜ふ也。」

使は、皆、津に臨んで授受し、文書、賜還の物を傳送して女王に

指で、差錯するを得ず。

更に、男王を立てるも、國中は服せず、更に相いに誅殺し、當時、

千餘人を殺す。

復び卑彌呼の宗女、壹與、年は十三、を立てて王と爲し、國中は

遂に定まる。

政等は轍を以て壹與に告諭す。

壹與は倭の大夫、奉善中郎將、掖邪狗等、二十人を遣し、政等の還る

を送らしむ。

因つて臺を詣て、男女の生口三十人を獻上し、白珠五千孔、

青大句珠二枚、異文雜錦二十匹を貢。

其六年、詔して倭の難升米に黃龍を賜ひ、郡に付して假授せしむ。

其八年、太守王順、到官す。倭の女王、卑彌呼、與する狗奴國の

男王、卑彌呼と素より和せず、倭は黃斯、鳥越等を遣して郡を

詣て、相いの攻戰の狀を説く。

塞曹掾史、張政等を遣わして詔書を齎し、因りて黃龍を難升米に

拜假し、告諭の擡を爲し、以て卑彌呼死す。

家を大作し、徑、百餘步なり。狗鼻者の奴婢は百餘人なり。

